

約款をお読みいただく前に

■約款の構成

ニッセイ長期定期保険・ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険・ニッセイ遙増定期保険の約款は、普通保険約款・特約・別表の順に掲載しております。

普通保険約款

○生命保険契約のベースとなるもので、ニッセイ長期定期保険は「長期定期保険（有配当2012）普通保険約款」、ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険は「傷害保障重点期間設定型長期定期保険（有配当2017）普通保険約款」、ニッセイ遙増定期保険は「遙増定期保険（有配当2012）普通保険約款」が普通保険約款となります。

特 約

○契約者の申出にもとづいた手続きをする目的等で付加するものです。

- | | |
|---------------------|--------------------|
| • リビング・ニーズ特約（2012）* | • 保険料団体扱特約（甲） |
| • 保険契約の見直しに関する特約 | • 保険料団体扱特約（乙） |
| • 保険料口座振替扱特約 | • 事業保険扱特約（2012）（甲） |
| • 保険料クレジットカード扱特約 | • 事業保険扱特約（2012）（乙） |

*リビング・ニーズ特約は、長期定期保険・遙増定期保険に自動的に付加されます。

別 表

○普通保険約款や特約に記載している『（別表番号）』について表を活用し、まとめて記載したものです。

※別表中の備考は別表の内容を詳しく説明しているものです。あわせてご覧ください。

■約款条項の基本的な構成

約款中では、基本的に条・項・号を用いて規定しております。

[例] 長期定期保険（有配当 2012）普通保険約款 第8条（保険料の払込）の規定の場合
(第3項以下は省略)

第8条

第8条（保険料の払込）

第1項

1 保険料は、保険料払込期間中、毎回次条（保険料の払込方法（経路））第1項に定める払込方法（経路）にしたがい、つぎの期間（以下、「払込期月」といいます。）内に払い込んで下さい。

第1号

(1) 第1回保険料の払込期月

責任開始の日から、その日を含めて、責任開始日の属する月の翌月末日まで

第2号

(2) 第2回以後の保険料の払込期月

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

契約日の月単位の応当日（以下、「月ごと応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約日の年単位の応当日（以下、「契約応当日」といいます。応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、同じ。）の属する月の初日から末日まで

この前項とは、
「第1項」を
さします。

第2項

2 前項で払い込むべき保険料は、つぎの期間（以下、「保険料期間」といいます。）に対応する保険料とします。

第1号

(1) 第1回保険料の保険料期間

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

契約日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約日からその翌年の契約応当日の前日までの期間

第2号

(2) 第2回以後の保険料の保険料期間

(ア) 払込方法（回数）が月払契約の場合

月ごと応当日からその翌月の月ごと応当日の前日までの期間

(イ) 払込方法（回数）が年払契約の場合

契約応当日からその翌年の契約応当日の前日までの期間